

人間社会環境研究

第 44 号

【資料紹介】金沢市立玉川図書館所蔵
「西尾隼人大坂陣覚書・大聖寺陣覚書」

吉 田 航 志
黒 田 智
小 西 洋 子
高 遠

2022年9月

金沢大学大学院人間社会環境研究科

【資料紹介】 金沢市立玉川図書館所蔵 「西尾隼人大坂陣覚書・大聖寺陣覚書」

人間社会環境研究科 人文学専攻

吉田 航 志

人間社会研究域学校教育系 教授

黒田 智

人間社会環境科 人間社会環境学専攻

小西 洋子

人間社会環境科 人間社会環境学専攻

高 遠

【Research Materials】

Nishio Hayato's Memorandum of Understanding about the Osaka War and Daisyoji War in the Kanazawa Municipal Tamagawa Library

Graduate School of Human and Socio-Environmental Studies

YOSHIDA Kazushi

KURODA Satoshi

KONISHI Yoko

GAO Yuan

Abstract

The “Memorandum of Understanding about the Osaka War and the Daishoji War,” which is owned by the Kanazawa City Tamagawa Library Modern History Museum, is a memorandum addressed to Soei Imamura by Hayato Nishio on September 27, 1631. In this historical source, the trends and achievements of Hayato Nishio and Toshitsune Maeda, who served in the Siege of Osaka (1614–1615), are described in detail. This is a valuable primary historical document, written by those who actually fought on the battlefield. These memorandums were created for the long-term intermittent examination of military service even after the end of the Siege of Osaka, and were indispensable for establishing the order of precedence of the Kaga domain's vassals. In this article, we introduce the full text of the “Memorandum of Understanding about the Osaka War and the Daishoji War” to bring it to the attention of and promote its study and use by researchers.

Keyword

Kaga Domain, Toshitsune Maeda, Writing up the war effort

【資料紹介】 金沢市立玉川図書館所蔵

「西尾隼人大坂陣覚書・大聖寺陣覚書」

要旨

金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「西尾隼人大坂陣覚書・大聖寺陣覚書」は、寛永八年（一六三一）九月二七日に西尾隼人が今村宗栄へ宛てた覚書である。本史料には、慶長一九・二〇年（一六一四・五）に勃発した大坂の陣に従軍した西尾隼人や前田利常隊の戦場における動向と戦功が詳細に書き記されている。この史料は、実際に戦場で戦った本人によって記述された貴重な一次史料である。こうした覚書は、大坂の陣終結後も長く断続的に行なわれた戦功吟味のために作成され、加賀藩家臣団秩序の確立に不可欠のものであった。

本稿では、「西尾隼人大坂陣覚書・大聖寺陣覚書」を全文翻刻して紹介する。これにより、多くの研究者の利用に資したい。

キーワード

加賀藩、前田利常、大坂の陣、戦功書上

【解題】

「西尾隼人大坂陣覚書・大聖寺陣覚書」は、金沢市立玉川図書館近世史料館に所蔵されている。二〇二〇年に古書店より購入されたものという。縦二三・六cm×横一八・六cmの大本で、全一冊四二丁に及ぶ。途中、見開き二頁にわたって図版が収録されている。同史料館加越能文庫には、ほぼ同じ内容をもつ「大坂御陣乃書附大聖寺御陣」（史料番号一六・五一―〇五七）があることが知られており、これまでいくつかの論文等に引用されてきた¹⁾。加越能文庫本の奥書には、「安政三年（一八五六）吉日」の日付と加賀藩重臣青山徳次の名を記す。また、「此の書は西尾家元祖の自筆にて、則ち大坂の陣中御先手の横目役を相勤め言上の下物の由にて、当西尾隼人より借用し写し置くものなり」とあり、幕末に西尾家本を借用して書き写された写本であった。作者の西尾隼人長昌は、五〇〇〇石を祿する加賀藩の人持組であった。同図書館所蔵「諸士由緒帳」によると、隼人の父西尾光昌はもと

人間社会環境研究科 人文学専攻

吉田航志

人間社会研究域学校教育系 教授

黒田智

人間社会環境科 人間社会環境学専攻

小西洋子

人間社会環境科 人間社会環境学専攻

高遠

もと豊臣秀次の家臣であった。子息の隼人長昌は前田利長に仕え、慶長五年（一六〇〇）の大聖寺合戦で初陣を迎えた。その後、前田利常に仕えて大坂の陣に従軍、足軽頭や公事場奉行などを勤めて、万治元年（一六五八）五月二五日に七四歳で死去したという。

本史料には、寛永八年（一六三二）九月二七日に西尾隼人長昌が前田利常の使者である今村宗栄へ宛てた覚書と慶長五年（一六〇〇）八月三日に起きた大聖寺城の戦い、大坂の陣での鉄砲に関する覚書が収録されている。本稿では主に今村宗栄に宛てた覚書について言及する。慶長一九・二〇年（一六一四・一五）に勃発した大坂の陣に従軍した西尾隼人の戦場における動向と戦功が、一五箇条にわたって書き記されている。慶長一九年（一六一四）「霜月（二月の誤りか）」四日の真田丸攻城戦と、翌二〇年（一六一五）五月七、八日の天王寺合戦における前田軍の生々しい激戦の実態を伝えるなど、大坂冬・夏の両陣の経緯が詳細に記されている。また西尾隼人と行動をともし、彼の戦功を眼前で目撃した津田勘兵衛重次ら、前田方の軍事動向についてもうかがい知ることができる。

本史料は、第一に大坂夏の陣終結からわずか一五年ほどのちに作成された従軍者本人による覚書である。これまで知られていた加越能文庫本は、安政三年（一八五六）の青山徳次の奥書をもつ書写本であった。これに対して、本史料は奥書に「寛永八年九月廿七日」の日付と「西尾隼人」の花押をもつ原本にはかならない。

第二に、戦争を実体験した本人の記述を通して、合戦の実態やそれにかかわる人びとの動向が赤裸々に読み取れる貴重な一次史料である。たとえば、「（冬・夏の）両陣ともに御先手の御横目を仰せ付けられ候ところ、諸事御下知を相守り、申し付け候」とあって、横目役である西尾隼人が最前線に布陣した部隊の統制と、前田利常からの命令の伝達を担っていたことがわかる。また、「猩猩緋の羽織着し申す武将」が真田丸から約七mほど前に出てきたので西尾隼人が鏑で突こうとし

たところ、西尾の後ろから鏑で突いた武者がいた。大坂城の方に引き上げようとしたこの武者を鏑で突き伏せると、武者は頭を大坂城に向け倒れたという。敵味方の入り乱れた戦場における壮絶な戦闘の一面を伝えている。

第三に、前田利常をはじめとする複数の加賀藩上層部が、合戦終結直後から一五年以上にわたって、たび重なる戦功吟味を行なっていたことが分かる。西尾隼人は、本史料が前田利常の命を受けた使者である今村宗栄が大坂の陣のことを語った二度目の書付であると説明されている。それは、前田利常からの「御直の御吟味」によるものであった。「これ以前、御吟味の御老中へ申し入れるごとくに候」ともあるから、利常麾下の老中たちも同様の吟味を行なっていたと推測される。さらに、宝暦年間（一七五一〜一七六三）に山田四郎右衛門が著した『三壺聞書』をみてみよう。

寛永八年十月上旬に、先年大坂陣に高名之もの共大形に聞届、加増を遣す。元和二年に家中又もの迄手柄之次第聞届、褒美を遣すといへ共、唯今委細に可被聞召上之旨仰出、古老の者共、御次にて寛の者共召寄せ、証拠を糺し其の場の儀を申上るに付き、鏑合に前後の争ひ有り。首にもぎつけ・直首の違ひ有り。悉く口論に及ぶ族も有り。夫々に御吟味ありて恩賞厳密に執行させ給ふ。弓箭の本意末代の面目也。

利常が寛永八年に吟味を行ったのは、元和二年（一六一六）の論功行賞に不備があり、家臣たちが「口論」に及んでいる事態を考慮してのことであった。加賀藩家臣内の行賞をめぐる不和は陣後もしばしば起こっていたと推測され、戦功吟味は断続的に長期化していたものと思われる。裏を返せば、大坂の陣における論功行賞こそが、その後の加賀藩における家臣団秩序の確立と維持に決定的影響を与えていたこ

とを示している。

第四に、もう一方の西尾隼人にとって、覚書の提出は自らの功績を主張する絶好の機会であった。本史料における具体的な合戦の記録は、横目役を無事に果たした戦功を修正・強調して再アピールするたぐいにはかならない。たとえば、「御先手中に私同前にも参りたる申すにおいては、以ての外偽りにて御座候」と反論して、最前線で戦った功績を強調している。また、「私つきふせ申す武者は、たしかに勘兵衛云い申す通り八日の朝に物語仕り候通り、相違無く候条、津田勘兵衛罷り越す義、相違なく御座候」ともあって、戦功認定の日時を明記して、その場にいた津田勘兵衛と相互に証人となっていた。こうした覚書は、藩上層部による家臣内秩序の統制と、従軍者による戦功の主張というそれぞれの思惑のなかで作成されたものであった²。加賀藩成立初期の藩政や前田家家臣団の動向を考える上で、きわめて重要な史料といえるだろう。

以上、史料の記述を紹介しながら、若干の解説を述べてきた。この史料の詳細な位置づけについては、今後にゆだねたい。本稿では、本史料の全文を翻刻して紹介するのとどめ、研究者の利用に期待したい。

〔註〕

- 1 岡嶋大峰「戦場における大名前田家統制と加賀藩士の自律性」『加賀藩研究』二二、二〇一二年、同「加越能文庫による大坂冬の陣の検討」(長山直治氏追悼集刊行委員会編『加賀藩研究を切り拓く』桂書房、二〇一六年)。
- 2 覚書については、金子拓『記憶の歴史学』(講談社、二〇一一年)参照。

〔凡例〕

- ① 字体は、新字体を用い、常用漢字を使用する。異体字・略字・古字・俗字は、基本的に使用しない。また、変体がなほ適宜平仮名にするが、「者」・「而」・「茂」・「与」についてはそのままとする。
- ② 句読点は全て「、」及び「・」に統一し、適宜施す。
- ③ 繰り返し符号(踊り字)は、一の字点(片かな「ヽ」、ひらがな「ゝ」、漢字「々」、くの字点「くゝ」)を用いる。
- ④ 見せ消しは該当箇所左傍に「々」を付す。
- ⑤ 原本に虫食い・破損があり、判読できない箇所は、その判読できない字数が判明する場合は、その字数に相当する□を記す。
- ⑥ 誤字・宛字と推定されるものは、該当箇所の右傍に()・(カ)と註する。
- ⑦ 図は、写真とトレース図で示す。文字数が多く、トレース図内で翻刻できない部分は、A～Dに分けて翻刻する。

〔翻刻〕

從 中納言様今村宗榮御使二而被 仰出、重而二度目二両度御陣之儀申上候書付

一、寅ノ年霜月四日之朝、真田丸を西ニ当、東之方山崎閑齋先手ニ罷有、夜之内ニ東之方須戸口ニ付、是より乗込可申候哉と閑齋へ案内申入候処ニ、今日ハ御せめ無之候条、早々岸之上たかみまで引上可申旨申来二付、未夜之内ニ引上申候、御鉄炮之者共百挺余り西東へ立させ、真田出丸へも又北惣構へも打懸させ申候事、

一、卯之年五月七日、一番之御合戦之時、手前之仕方御老中山崎閑齋・本多安房守・横山々城守・松平伯耆・水野内匠吟味之上相極

〔(後)〕通、坂井就庵御使二而相立 御耳候、兩陣共二前後之次第、一々具書上可申旨、重而今村宗榮を以就被 仰出申上候、右ニ浅加左

京を以被 仰出刻者、大形之有増迄ヲ書上申候処ニ如斯被 仰出

候儀、弥忝奉存前後之次第申上候覺、

重而就被 仰出言上仕候

一、先年大坂表寅ノ年・卯ノ年兩御陣共ニ御先手之御横目被 仰付候処、諸事相守御下知申付候、御機嫌ニ被 思召候、其上為兩陣自分之働を仕義、尤ニ被為思召候、誠以冥加至極有難奉存候、度々御吟味大形へ被聞召上候へ共、兩陣之次第第一々前後書印可指上旨、忝奉存申上候御事、

一、寅ノ霜月四日之朝、山崎閑齋御先手ニ罷有候、其朝敵不罷出候得者、急度御奉公ハ不申上候得共、閑齋御先手ニ居申候、御鉄砲頭共二三入あしくニ罷成候処、津田外記・私罷有、無田断御鉄砲共うたせ、其所首尾罷仕候、閑齋方よりも十度ニ余り使指越申候、むりを仕罷有義沙汰之限ニ候、早々引上可申候、如此度々申遣候上引取不申候者御前へ申上切腹仕せ可申由申越候、其時隼人返事仕候、尤引上可申候得共、真田丸之向ニ奥村因幡守付居申、其外馬印共少々相見へ申候、閑齋義ハ御先手之義ニ御座候、右之者共引取不申候内ハ、御鉄砲之者共引上申間敷候、見合首尾次第ニ可仕候之条、今日之儀ハ私次第ニ被成可給候旨、閑齋へ返事申切、下知申間御鉄砲共うたせ罷有候、然所閑齋方より自分之鉄砲頭西村次右衛門、其外閑齋身近もの共四五人指越付置申候、其後從 中納言様為御使宮城采女被下候、則朝より之次第宮城ニ申渡候、隼人御請申段定而宮城可被申上候、其以後從 將軍様赤母衣之御使番衆為 上使御兩人御越候、上意之通、勢前守殿御先手大坂惣構へ付可申体ニ御はた本へ相見候、今日者御せめさせ無之候間、早々引上候へとの御使ニ參候、是へ罷越内ニ、今程ハ一段可然体ニ候、弥此分尤之由被申候条、則御兩人之 上使衆ヲ外記・隼人同心仕罷出、朝より前後之様子懸御目、次第共一々申上候処、御上使衆見被申内ニ、隼人鉄砲ニ而うたれ申候、御覽被

成御兩人衆も早々御帰ニ候、此段ハ津田外記ニ御尋被可成候、四日之朝如此首尾罷仕成候、跡より被申越通ニ引上申候ハ、先手之御鉄砲共打立られ申様ニ案之内可被成与存候、閑齋もの共馬乗五六人罷有居申候条、私共仕形罷立可申候、是又閑齋ニ御尋被聞召上可被下候、其以後奥村因幡守引上申候、其外何茂引取申候、御鉄砲共早々引上可申与存候処、真田丸向惣中御引上候得共、因幡馬印を相立五三人ニ而残居申候、跡之岸きハまで五六拾間も可有御座候、其間ニ而因幡五度個折敷居申、鉄砲手ヲ負申与此方へも相見候、扱何茂引取申候、此方も御鉄砲之者共、先より五人十人宛谷迄引取申候、其朝敵不罷出候付而存通之御奉公ハ無御座候、堀才助与隼人出入之義ハ、外記并藤田八郎兵衛・長田猪之助・閑齋もの共へ御尋被成可被下候、御前へ被召候時、大形有増ハ御本陣ニ而御直ニ申上候様ニ奉存候御事、

一、次卯ノ年五月七日、岡山表一番之御合戦、山崎閑齋・奥村河内守ニ被 仰付候、兩人与中御横目被 仰付罷有候、然所ニ隼人手前御吟味最前被為 聞召上忝奉存候、併御吟味之御老中之内ニ隼人江被申分御座候条、定而 御前へ有様ニ相立 御耳へ申間敷義無念ニ奉存候得共、高岡者之儀御座候へハ、其時分何れを以可申上様無御座付而、其以後御加増之御一行不致頂戴、神谷式部方迄指上置申候、私義御暇被下候様ニと及多年本多安房守・横山山城守迄申断、書付上置申候処、先以御一行頂戴仕置、重而御理可申上候、殿様江之御口こたへの様ニ罷成候間、兩人申ことくニ可仕之旨、式部を以被申候間、殿様へ之御不足無御座候条畏存候、御兩人次第ニ当分御一行可奉致頂戴候、か様之段々連々 御耳江も相立申候哉、今度重而御直之御吟味一々書付可指上旨、誠忝奉存事なく御座候得共、被 仰出忝前後之次第申上御事、

二、卯五月七日巳ノ刻前、殿様御先手江被成御座、閑齋・河内守へ被 仰聞候ハ、昨晚より如被 仰付候、今日者諸手之御先手

從 將軍様被 仰付候上ハ、諸手ニ無構、早々御合戦始可申旨被 仰付候、殿様も御先手ニ被成御座、御合戦早々可被 仰付旨被成 御意候処、二番之御備より本多安房守被罷越候而申上候ハ、御合戦之儀 御意次第第二可仕候、一番之御そなへニハ閑齋・河内守罷有候、二番之御備ニハ安房守・長如庵、三番之御備ニハ横山々城守・富田越後守罷有候、其外御人持共御鉄炮頭共、跡々ヨリ度々御用ニ相立申者共、応々被為付置候之条、御先手之儀、御氣遣ニ不被為思召、早々御旗本へ被成御座候様二度々被申上^候、御旗本ニ松平伯耆其外茂被為付置候得共、殿様御先手ニ被成御座候者御馬廻り御小性共力なく□存候、閑齋・河内守・長ハ何とて不申上候哉と安房守申候処ニ、右三人も重而一所ニ被申上候、御合戦之儀慥ニ御請仕候上ハ、御はた本へ□被成御座候、弥諸手衆へ無構早々成程、急御合戦一番ニ可仕旨堅被 仰付、御旗本へ被成御座候、然所隼人も三四拾間程 殿様御供仕罷越申上候ハ、頓而御合戦始可申候間、今日之儀今少ニ而御座候間、弥御先手ニ被為置可被下候、其年霜月四日之朝、堀才介・藤田八郎兵衛・長田市兵衛三人之者共と隼人と申た、かい仕候、其年之儀無念ニ存候哉、今朝堀才助隼人へ何角申懸候、其年も才助など手前あしくノ体見申候間、今日など猶以先をいたさせ申間敷旨、急度為申聞候ニ付、其場二居申御鉄炮頭安見・津田勘兵衛沙汰之限成義を申た、かい仕由申二付而、申留候通申上候処ニ被成 御意候ハ、御旗本へ罷帰候へと伯耆ニ不被 仰付候、今日ヲ専ニ被為思召候而情ヲ出シ候へと 御説ニ御座候、誠忝奉存御奉公可申上旨、急度御請申上、一国之御馬ニ御召被成御座候ヲ、御馬之頭ヲいた、き御先手ニ罷有候、右申上候通伯耆不存候付而、重而又罷帰候へと再度迄申越候、下知ヲ承引不仕御先手ニ罷有申様ニ存候哉、背御法度如何様之働仕候共申上間敷由、伯耆申越候間、其時ニ至而得 御意罷有候間、御前へ被申上候へと返事仕申候、右之首尾

二達而存候哉、其以後金沢ニ而山城守所へ御使番之者共不殘召寄、本多安房守・山崎閑齋・松平伯耆・水野内匠・坂井就安申渡候ハ、御使番之内、五月七日ニ御法度背、御先手ニ有之者御座候様ニ相立 御耳ニ申候様子被 上聞召、急度可被 仰付候条、御使番衆手前老入宛之書付御穿鑿之御年寄衆まで可指上由被申渡候、右之首尾共ニ御座候へハ、定而隼人老入之儀と奉存、則右申上段書付仕、於御城神谷式部を以安房守・山城守まで相渡申候、則 御前へ神谷式部を以隼人書付兩人衆指上被申候処、西尾義ハ書付之通御先手ニ其俣被為付置候間、其旨年寄共へ可申渡旨、式部を以被 仰出候、忝御意を以岡山表ニて手前之御奉公等も仕義、冥加至極奉存御事、

三、殿様御旗本へ被成御座候御跡ニ追付、御説之通諸手之御国取衆へ無構御合戦始可申と閑齋・河内守申談候処へ、為上使か、爪民部殿御越、上意之趣閑齋・河内守へ被仰渡候者、筑前守殿先手合戦始可申体、御はた本へ相見へ申候、今少可相待候、御一代終之御合戦と被為 思召候ニ付而、兵衛殿・常陸殿御迎ニ被遣候条、重而御注進之御下知ヲ不相待候者、可為越度由急度被仰渡候、二番之備之所本多安房守ニも被仰渡候旨、重畳か、爪殿被入御念ニ付而無是非存、公儀より御下知ヲ相待罷有候、右 上使之趣追付殿様江御案内可申上儀候へ共、何と御座候哉御注進不申上候、両上様ヨリ御一左右無御座内ニ天王寺表御合戦始可申候哉、ときの声之様ニ聞へ申由、堀才介申候而、御鉄炮共押出させ申候、閑齋所へ隼人罷越申候ハ、御鉄炮共か、らせ申候由申聞候処ニ、閑齋下知不仕候内ニ押出シ沙汰之限ニ候、ふミとめさせ候へと被申候間、閑齋方へ隼人申候ハ、ふミとめさせ申候者わきより見苦敷相見へ可申候哉、其上老町斗はや懸り参申候間、最早御押出させ候へと申候処ニ、河内守并外記罷越、閑齋へ河内守申候ハ、天王寺表御合戦はしまり可申体ニ候間、其俣被遣候へと河内申候而、

其時河内二三十間斗乗出し、か、れくときいを二ツ三ツふり申候、それより隼人ハ東之方先へ乗付、御鉄炮之もの共前ヲ両度乗廻下知申付罷出申候、津田外記ハ西之方へ乗付罷越出申候、然所ニ敵合ちかく罷成候間、右如申上候、隼人ハ堀才助ニ言葉をかわれし乗出申候、只隼人乗出儀、跡より御先手中之馬上共并小鉄炮之者共其外下々まで諸人見届罷有可申乗付、敵合二三十間斗ニ罷成、馬よりをり立はしり出申候、岡山古城一番丁場ニ而、敵合はや十間斗ニ存候間、鎧を入可申与仕候処ニ今少ニ罷成候而、岡山敵共不残くつれ引取隼人も無之ニ付、私義西之方すな山之上ニ敵残四五百相見へ申候間、其所へ罷出候、参候内ニ、跡へ本多豊後殿者共参候間、此もの共をてきと被存候哉と申上候、閑齋被申候ハ、其方一所ニ而無之候間、申間敷由被申ニ付、もはや前後御穿撃所にて不申候へ共、此儀ニ付我等へ被申上候哉と被申候と存御事、

四、天王寺表御合戦はしまり可申候哉、ときの声之様二聞へ申候間、御鉄炮共早々押出シ候へと堀才助申候而何も罷立候、此段ハ才助隼人申候而、御鉄炮共押出させ懸り申候処ニ、大坂方より鉄炮ひとはなし打懸申候、其以後ニ此方よりも百挺斗ひとはなしに打申候、扱葉玉をこみ候へと御鉄炮頭共申付候内ニ、次第二敵合ちかく罷成ニ付而、隼人ハ乗出シ申候間、鎧入申候を見申候へと堀才助ニ言葉をかハし罷出申候、其時分ハ御先手之内ニ隼人も可罷出体無之候、諸人御先手中見申候条、御先手下々迄も御吟味被 仰付可被下候、御鉄炮之者百挺斗ひとはなし岡山之方へ打懸申候者共二葉玉こみ候へと下知ヲ仕、何も居申候、扱隼人俄乗付敵合二三十間斗ニ罷成、馬上よりをり立はしり出鉄打込可申と仕候内ニ、今少ニ罷成敵共くつれ引取申候、少したい見申候へ共、はや其内ニ馬上共ハ壱町斗もしりそき申候御事、

五、其場より一町斗ニ相見へ、西天王寺之方すな山之所ニ、敵共

四五百程ニも相見へ申候、其所へ又横合ニ一人したい申候処ニ、大坂敵之方より沖二郎右衛門と申仁隼人声ヲあけ名乗出申候、岡山西なわてニ而鎧入、次郎右衛門とた、き合申候処ニ、敵又隼人罷出大坂方式人ニ成申候、然所ニ私前へ丹羽織部罷出申候付、此方も又式人ニ罷成申候、其後敵之方も鎧四五本ニ成申候、此方も其時ハ四五本斗可有御座候哉、右罷出申候二郎右衛門ヲ隼人つきふせ申候処へ、家礼遠藤勘左衛門与申者罷越、二郎右衛門甲ニ取付申候処ニ、山崎閑齋者と相見へ隼人鎧ニ取付くれ候へと申候間、鎧ヲぬきとり首ニかまい不申、敵共おいたて三四間程罷出申候時、又敵方より星之波ノ羽織ニ而一人罷出申候、御先手中ニ隼人より先仕たる仁ハ無御座候、其子細ハ私乗出申候跡ニ而、何も馬上よりをりたち歩ニ而懸り被申由須承候、左様ニ御座候へハ、猶以隼人罷出候儀、御先手衆見申通有様ニ可申上儀ニ候、隼人同前ニも参候様ニ自然被申、衆など於有之者以外ノ可為偽候、才介・隼人ふかいニ御座候へ共、此段之次第共才介衆前二度々申上通御老中ニ聞召候へ共、猶以申上候、翌日八日之朝才助隼人へ申断候ハ、昨日貴殿才助へ言葉ヲかけ乗出儀、鎧ニ承見申候、乗出義隼人まきれなく候間それを不被申候、然共才助義ハ御鉄炮頭被 仰付候へハ、葉玉ヲこませ下知を申付おくれ申候、則跡よりはしり出候へ共引寄不叶ニ付而、をそく罷成無是非候、併貴殿仕形之義ハ前後才助見届申由、右之段之丹羽織部・篠嶋豊前・安原隼人ニ物語、才助仕候通、此者共能承候条、右之もの共被 召出御吟味被成可被下候御事、

六、七日之晩ニハ、若心替なども可有御座候と閑齋被存、隼人ニ被申渡候ハ、今夜ハか、り火ヲたかせ、夜明まで夜廻を仕可然候、今夜専之事ニ候間、少も由断仕間敷由被申候間、近辺口々ニ遠聞ヲ付置夜廻り仕候、重而翌日八日之朝、丹羽織部・安原隼人・篠嶋豊前・西尾隼人四人外ニ而出合居申所へ、才助参候而西尾鎧ヲ

取見申、昨日之鐘ハ是ニ而候哉と相尋候得共、右兩陣共ニ才助と隼人申た、かいふかい御座候故、隼人ハ戸口之返事不申候へハ、才助申候者年寄候へハか様之儀も度々見付申候間有様ニ申候、壹人一番ニ乗出シ、其後鐘入被申義す、き出たる仕合与申候、其年四日之朝ハ、無理を申候へ共、年寄候へハ無構有様ニ何もへ物語仕由申候へ共、隼人者才助ニ返事不仕候、丹羽織部までニ能見可申由候而罷有候、是又織部・安原・篠嶋承最前より三人之者共も度々ニおよび物語仕由承候、其上御先手御鉄砲頭共不残承申候、八日之晩ニも何も居申所ニ而又候哉、才介申出シ候間、其時ニ至而ハ何と見被申候哉、其場之次第委承度と急度相尋候処、岡山古城より西之方すな山之下なへて一人鐘を入た、き合申内ニ、才助も一町斗も跡より見申候而、かせき申候得共、行歩不叶おくれ申候、跡より罷出ル衆有之由ニ候へ共、西尾手前見届可申与存ニ付而、跡より丹羽織部鐘入候由見付不申候由申候、則豊前・織部・安原其外五六人何もい申候所ニ而、才助申通相違無御座候間、扱ハ見申通まされなきと存、隼人も其分無相違由何もへ申問候事、

七、其以後京北野ニ而、松平伯耆守ニ隼人手前之儀、右之首尾共ヲ才助物語仕候処、伯耆被申候ハ、西尾其方へ言葉をかまし壹人乗出ス義手柄ニ候、鐘之儀もせり合と申ものニ而も可有之由候被申候処、才介是ハ無理成事ヲ被仰候、一番之御合戦場と申、其上岡山西之たかミすな山之下ニ而鐘けんざりと仕候事、慥ニ我等見申由申候へハ、其時ハ伯耆戸口之返事不被仕候由申候、其座敷ニ井上勘左衛門・森伊右衛門・脇田帯刀・杉若九左衛門其外末五六人も有之候而承候、殊之外隼人義御法度背申様ニ被申由、杉若九左衛門其座敷よりすくニ隼人方へ罷越為申問候、其場ニ而承候衆數多有之候之条被 召出、急度被聞召上可被下御事、

八、其後脇田帯刀所へ才助振舞ニよび、岡山表ニテ御合戦之次第承

度と式十人斗何も寄合才介ニ相尋承由申候、御合戦之次第物語相濟後才助申候ハ、岡山ニ而鐘仕たる衆有之由ニ候へ共、残ル衆見不申候へハ様子不存候、岡山西之なわてすな山之下ニ而、西尾鐘仕候者才助よく見届候、右之段々具ニ物語仕候由、京於北野熊谷勘解由・桜井丹助・村田喜三郎・小林六左衛門、此者共隼人方へ參候而申問候、右之座敷ニ森伊右衛門・井上勘左衛門、其外五三人も居申候而承由、四人之者共隼人所へ參候而申候、当御地ニ而も畑所ニ而相尋申由承申候、是又御尋可被成候、就中此段ハ不及申上候得共、第一此所へ隼人壹人罷出た、き合居申所へ、跡より追々ニ被參候次第共、丹羽織部・津田勘兵衛・野村左馬允并堀才助被 召出、能々被為聞召届可被下候、其外跡より諸人見届居申儀ニ候間、急度御吟味役被 仰付可被下候、隼人壹人此表へしたい鐘入た、き合申所へ、跡より追々三四人之者共參申候、此所ニ而ハ隼人壹人のかせきを以鐘仕候御事、

九、一番ニ罷出申者隼人ヲ目かけ申候而、つき立可申と仕候処ニ、右之武者隼人つきふせ申候処へ、隼人家来遠藤勘左衛門与申者跡より罷出、敵之甲ニ取付申候へ、又跡より壹人閑齋者と相見へ罷出候而、隼人鐘ニ取付申候間、とり候へと申すて鐘ヲぬき取残ル武者敵共追立罷出候時、隼人前へ武者一人うしろ西之方よりころひ申候、甲ちらと見申引まハし、くしやくの尾ノやうに見へ申候、御先手ニハ津田勘兵衛壹人甲引まわしニ仕候間、さてハ勘兵衛かと存候へ共、さきをかせき申度存ニ付而、かまい不申三四間程追立罷越候処、同勢之内より又壹人声をあげ、しやうくひの羽織着申武者罷出申候、三四間程罷出候様ニ存候、隼人つき可申と存候内ニ跡よりつきふせ申候、此武者ハ又大坂之方へ引取申候処をつきふせ申付而、大坂之方へ頭ヲ仕つきふせられ申候、隼人義者織部より少先ニ追立罷越申ニ付而、跡よりいつれかつきふせ申候哉見付不申候、同勢之者共くつれ申候時もすな山之上ニ而壹

人又鎧付申候、是又織部・左馬允も見申由申候間御尋可被成候、此者ハつきとめ不申、隼人ころひ申をきあかり申内ニ、敵共はや二三十間斗引取申候ニ付もはや不及力候、隼人いき、れ申ニ付而田へ罷下、水ヲ被下申所へ御先手ニ被付置候、御歩衆村田長兵衛・東野二郎兵衛・隼人家来遠藤勘左衛門三人罷越、てぬくいニ水ヲしめしくれ申候、其時勘左衛門申候ハ、閑斎者二首ハとらせ申候、然共敵之鎧ハ此方へ取て参候由申候而隼人つきふせ置申候、敵之鎧家来勘左衛門とりて罷越申ニ付而、隼人鎧式本共ニ勘左衛門ニもたせ、一番之御合戦場岡山より歩ニ而大坂真田丸之所まで罷越候、右鎧場ニ而隼人ニ参候由ノ言葉をかけ申由、丹羽織部老入跡より参候ハ見申候、其後隼人・織部式人敵追立罷越候時、隼人前へ津田勘兵衛ころひ申候ヲ見申候、両人之者共隼人見申ニ付而、最前御穿鑿之場ニ而御年寄衆へ申断、織部・勘兵衛儀相究申候、津田外記ハ私共敵ヲ追立罷登候跡ニ而首ヲ取、其所ニ而 中納言様懸御目申由真田丸之下ニ而隼人江申候、左様ニ御座候哉、外記ハ勘兵衛跡より罷越、勘兵衛ものニ田より引あけられ、勘兵衛前へ罷出由申候、外記・左馬允義ハ其場にて、隼人ハ見付不申候、野村左馬允儀ハ丹羽織部より老町程も跡よりをそく罷越、則丹羽織部前へ罷出鎧ヲ入申通慥ニ見申由、織部御年寄共へ申断相極候、星之波之羽織着申者野村左馬允つきふせ申候を隼人見申由、御穿鑿御老中へ野村左馬允御断申由ニ而、隼人ハ高岡へ罷帰居申候ヲ各より御用候間、早々可罷越旨申来候付而罷登申候処ニ、閑斎ニ而重而御吟味御座候、御老中隼人へ被申候者野村左馬允つきふせ申候ヲ、其方見申由左馬允被申候、其段可承ため重而御穿鑿ニ候之間、其首尾申候へと被申渡候、然共此儀ハ最前より度々口上ニ如申上候ニ御座候、野村左馬允・篠原・織部出入之御事、

十、右之なわてニ而隼人老入罷出鎧入申候旨を、段ハ丹羽織部隼人二三四拾間も跡より参候而鎧入申由、御老中へ申理候、御鉄炮之者ニ葉玉ヲコミ候へと申付候内ニ、をくれ申由申わけニ御座候、此所へ隼人したいた、き合罷有ニ付而、何も追々ニ罷越鎧入申通を有様ニ可被申義を、隼人ニ追付候而も参候様ニ仕なし度と被存候と相見へ申候ニ付而、段之事くとく各より御断申上候御事、

十一、隼人乗出シ申時分、何も乗出シ可申体ニ無御座候、其上頃年候へハ隼人乗出シ申跡ニ而、何も馬上よりをり立歩ニて懸り被申由承候、左候へハ弥事之外ニ隼人とハちかい可申候、道筋ニ而敵合十間斗ニも罷成鎧打込可申与存候処、敵共不残くつれ老人も残不申候処へ、本田豊後殿者共東より其場へ罷越体ニ相見申候、敵共老人も無御座ニ付而、隼人ハ西之なわて敵共四五百程ニも相見へ申候間、横合ニ又罷越申内ニ、定而何もなわて所へすくに被参たるものニても御座候哉、野村左馬允ハ行歩不叶ニ付而私共た、き合申候ヲ、老町あまりも跡ニ而見申候、家来之者共七八人引たてられ罷越申候、式十間斗ニ罷成、家来之者共不罷出候得共、今少ニ候へハはしり出候而、丹羽織部前へ罷越由御年寄衆へ申断候、外記ハ田より勘兵衛者ニ引上られ申由、御穿鑿之場ニ而申断候御事、

隼人沖二郎右衛門与申者武者老入つきふせ、脇より罷出候ものニ首を取候へと申すて、鎧ぬきとり先へ追立参候時、隼人前へ勘兵衛ころひ申候ヲ見申候、私つきふせ申武者慥勘兵衛云申通八日之朝物語仕候通相違無之候条、津田勘兵衛罷越義相違無御座与奉存御事、

十二、御合戦場岡山ニ而馬ヲのりすて、それより真田丸迄ハ三十町斗も歩ニて罷越申候、真田丸之下惣堀之所まで跡より馬付、隼人馬ヲ乘罷越候ヲ見付、則真田丸之所ニ而乗申内ニ、町方より味方共くつれ申候を見かけ申候間、乗込可申と存、家来勘左衛門ニ為持置申鎧を取申内ニ馬付并家礼勘左衛門と式人仕馬之手綱を取、口をはなし不申候間、勘左衛門めを鎧ニ而け申候処へ、田甫半左

衛門參候間、半左衛門隼人乗入可申と乗出し申所ニ、敵共引取申候哉、味方共入合申候、然所ニ閑齋居被申候而、先手之のほり・ふきぬきともこれハ參候分ハ、町口ニ西東へたてさせ可申候、城ハはや落申候間、不残のほり・ふきぬきなど入申二およひ申間敷候、加様之時ハ若心替りなど有之物ニ候間、跡より參候分ハ是ニをしとめ立させ候へと被申候間、左候者今二三町程城之内へおし入、向之たかミノ所ニたてさせ可申哉と隼人申候へハ、尤之申様ニ候、され共存子細候間無用ニ候、此所ひきく候間、天王寺口より見へ申間敷与存候哉、近頃成存寄ニ候、先此所に西東へたてさせ候へと被申候間、隼人申候ハ城内無心許可被思召候間、今少城内へ乗込罷越様子見届罷帰候而、たてさせ可申と申断候へ共、閑齋被申候ハ、落城之所へ參せんなき事ニ候、我等次第第二可仕候、御横目をも被仰付候者か様之所さくはい仕候義尤候、貴殿理り仕形之段ハ我等見申候間、早々乗廻たてさせ候へと被申二付、不及是非城内へ不罷越のほり・ふきぬきたてさせ申候、其上閑齋被存子細ぞと被申聞候付而、此段一大事之所と存、閑齋一所ニ罷有候、今少城内之体見不申残多奉存候、閑齋被申候ハ常之城せめのことくニ被存候哉、山城なと城内へ罷越義不似合儀と私へ被申候御事、

十三、段之事くとく申上段如何之奉存候へ共、奉存通一々可申上旨 御意之旨宗榮申渡ニ付而、忝奉存事なく御座候得共、前後之次第共事くとく申上候、七日之日伯耆被申通承引仕不仕候様ニ存候哉、色々ニ被申懸候、御加増被下候砌、隼人義有様ニ相立御耳へハ不被申候様ニ者承ニ付而、御一行神谷式部を以本多安房守・横山々城守方迄指上置不致頂戴候、私十四ニ而大納言様江被召出、四月二日ニ御礼申上候、四五日過 肥前様江被召仕候へと 御直ニ御意候、親・をち(叔父) 関白様江御取次諸事御馳走申候間、肥前様可被召仕由ニ而、四月八日ニ 肥前様江御礼申上候、御ふたいノ御主と存罷有候得共、何も直ニ被 仰出候処、右

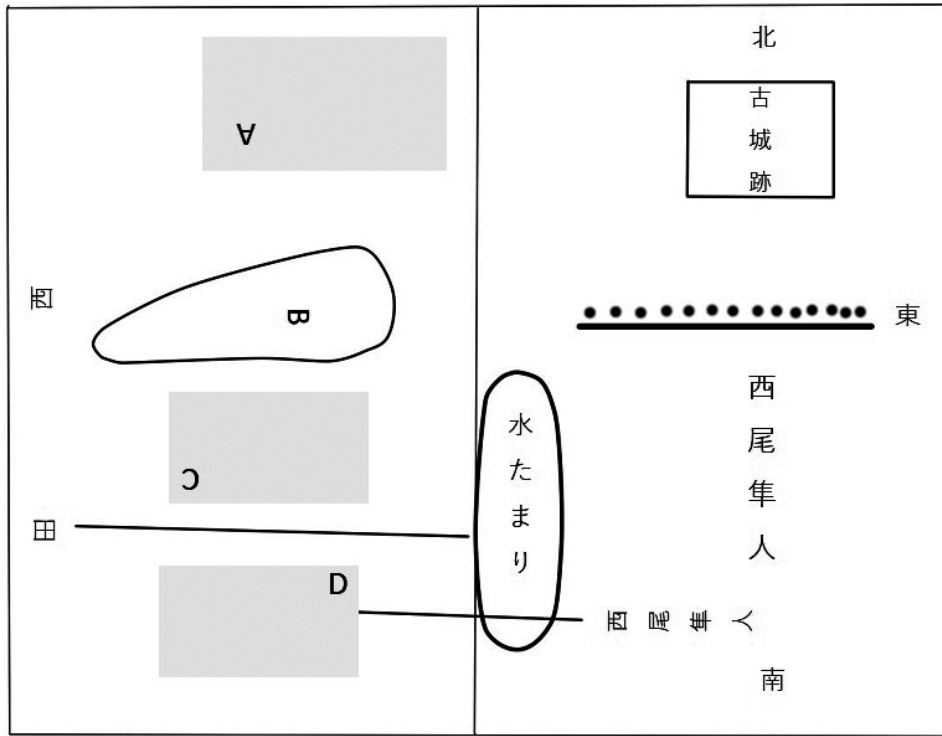
如申上候、相立 御耳不申と存ニ付而、御一行神谷式部を以、本多安房守・横山々城守迄指上置、不致頂戴御暇被仰上被下候様ニと兩人迄及多年申断候、其以後山田又右衛門御使ニ被下有難 御意共ニ御座候、其上御使被下印と被成 御意金子拝領仕候、重々冥加至極奉存、重而御暇之義不申上候、其上私義御近習ニ而被召仕度思召候条、御城へ相詰御奉公可仕旨、先以忝奉存候、併ふたる之者ニ御座候間、此段者達而御断申上度候間、山田又右衛門方ニ可然様ニ被申上候様ニと其砌御請不申上候御事、

十四、右之有増を最前浅加左京を以被 仰出候刻者、大形有増を書上申候処、此以前御吟味之御老中へ如申入候、此度者段々具二可申上旨重而貴殿を以被 仰出、重疊有難奉存兩年共ニ次第申上候、兩御陣共ニ御先手中ニ老人も先いたさせ不申候御事、

十五、御先手中ニ私同前ニ茂参たると申におゐて者、以之外偽ニて御座候、たいもんを以証人ヲ引可申聞候条、御吟味被 仰付可被下候、為其如件

寛永八年九月廿七日 西尾隼人(花押)

今村宗榮殿



〔挿図〕

A

一、早川太兵衛今程丹波山中ニ在之由申候、酒井就庵方へたかいニ
 状ノ取かわし仕由

一、山葉左助同豊右衛門ハ是義ノ由 大岡様黄母衣衆山葉又蔵殿孫
 に由申候、又蔵殿水野日向殿若キ時より御知音ニ付而大阪牢人御
 穿鑿之刻より、日向殿御抱置ノ由申候

B

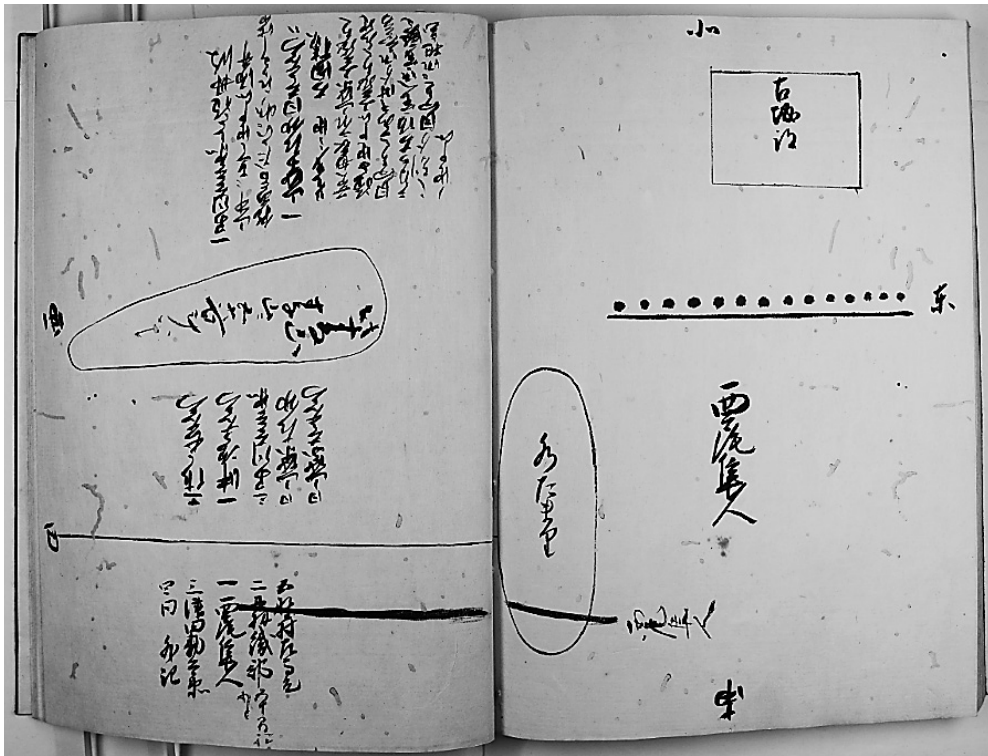
此すな山
 すな山二五六百斗ハ申候

C

同 山葉豊右衛門
 同 山葉左助
 三 早川太兵衛
 一 沖次郎右衛門
 二 佐々長右衛門

D

五 野村左馬允
 二 丹羽織部 五十間程有之
 一 西尾隼人
 三 津田勘兵衛
 四 同 外記



一、加賀国大正寺之城山口玄蕃・同右京父子取籠罷有候、八月三日二 古中納言様御戦させ被成候、我等儀未せかれ十六二而御座候故、随分かせき申様二ハ存候へ共、城へ早ク罷越候二付而、敵共具足甲ぬきすて、西ノ方へなたれ申者共出合くひ取申候、すくひ二而御座候間、討申間敷候とも存候得共、片うて式個所手負申候二付而、無念ニ存すくひ二候へ共其者討申候、目前二而二三人手ふさき申内、高田伝右衛門小姓衆ニてたかひ二存候故、高田伝右衛門ニミせすて申候而、奥へかせきはいり申候処、其内二何も具足甲捨西之方へなたれ落、其場之敵共のき申二付、重而くひ取不申罷出申候、右之仕合故、御前之くひ帳ニも付不申候居申候処、高田伝右衛門父伝助、伝右衛門江承候而、浅井左馬殿へ右之段之御物語申候、左馬助殿横山大膳殿へ御物語候、則大膳殿被仰上候処、せかれ之気分見事仕由、大膳殿左馬殿を以被 仰出、御加増式百石被下御一行頂戴仕候、被 仰出者大正寺二而之かせき具二被聞召上候、手ヲ式個所負なからくひをすて、重而奥へ罷越義尤二被 思召候旨被 仰出、忝 御意御座候、右御一行大膳殿左馬殿より請取不申御断申上候、我等せかれ二て御座候へハ、手柄ヲ仕候と不存候条、御一行上申度旨御理り申候処、御兩人殊之外我等ヲしかり被申候、左様之覚悟二而、右之段其年御寄親左馬殿へも語不申候、併此度高田伝介口を聞、其段相立 御耳へ候処二、無残所気分之由、中納言様被成御意候、私父出雲守・伯父豊後守承候者満足可仕旨 御意之由左馬殿被仰聞候、忝御一行仕置候、其後廿九之年大坂御陣当 中納言様御供仕罷立候、山崎閑齋御先手二御横目被 仰付罷有候、霜月四日之朝未夜を懸、真田丸堀きわ須戸口へ付居申候、せめ申筈二御座候者、須戸口ヲやふり押込可申旨、閑齋へ安見右近・津田勘兵衛方より申遣候処二、今日ハ御戦無之候、篠山之上へこや替を仕事候、早々引取候へと申来二付而、未夜明不申候内二跡南之方岸之上まで五六十間引取

申処、城内より鉄炮討懸申候、此方より茂跡のおさへに御鉄炮百二三拾挺西東へ定置、御鉄炮之者共下知ヲ津田外記・隼人兩人迄下知申付討せ申候、御鉄炮頭堀才助・藤田八郎兵衛・長田猪之助三人ハ跡谷二居申候、津田勘兵衛・安見右近兩人ハ閑齋より任御指図式丁程跡へ引取、手前之者共申付居申候、朝之内ニ手負死人共五六拾も可有御座候、然所へ上様ヨリ上使之由ニ而、赤母衣之御使番衆御兩人御越候、則外記・隼人十間余り御迎ニ罷出申候、御兩人被仰候ハ、筑前殿御先手城内へ乗可申体ニ兩上様御前へ相見へ候、今日ハ御戦させ不被成候間、早々引上候へと被仰渡候、御兩人是へ御越候而御見計候へハ、一段之処ニ候間、此段可申上候条、此ま、罷有候へと被仰候間、朝夜之内ニ丸下須戸口迄付申候、今日御戦させ無御座候間、上之段迄早々引上可申旨、山崎閑齋方より申越、扱是迄引取申由申上候処、隼人鉄炮ニ而甲うたれ申候とをり不申候付而、おき上り申候処、又むねをうたれたをれ申候、其ヲ御覧候而、御上使衆御婦被成候間、追懸、外記・私申上候ハ今少是ニ被成御座、御覧可被下旨申上候へ共、早々御婦被成候事、已上

九月廿七日

西尾隼人(花押)

西尾大学殿
同 主馬殿
同 三郎左衛門殿

御先手鉄炮頭之覽

五拾挺 安見右近 知行高 壹万七千石
三拾挺 津田勘兵衛 壹万石
同 丹羽織部 三千石

同 野村左馬 四千石
同 堀才之助 千石
同 安原隼人 同
同 藤田八郎兵衛 同
同 篠嶋豊前 式千五百石
式拾挺 長田市兵衛 五百石
メ式百八拾挺 御鉄炮頭衆自分之鉄炮百五六拾挺御座候
黒母衣 西尾隼人 五千石
同 津田外記 三千石

右式人御先手横目被 仰付御鉄炮頭共一所ニ罷有候、一番之御合戦岡山古城跡ノ所ニて御合戦御座候、右拾一人ニ而一番合戦仕追払申候、右之外一番之御合戦見申たる衆彦人も御座有間敷候、御先手之大将山崎閑齋・奥村河内守ハ御鉄炮頭共より式町程跡引さかり、手前之人數共まろく仕、兩人馬上鎗ヲ持人數共先へ罷出乗出し懸り申候、御先手御鉄炮頭九人并御横目隼人・外記外御合戦見申たる衆在之間敷候、御鉄炮之者共下々迄も為見有之事ニ候、何角申衆御座候者御鉄炮之者下々迄も御せんさく被成可被 聞召候事、以上、

〔付記〕

本史料の翻刻作業にあたり、金沢工業大学客員教授木越隆三氏、小松市史編纂委員室山孝氏、金沢大学客員研究員渡貫多聞氏、金沢大学大学院人文学専攻岡野友里香氏、金沢大学人間社会学域人文学類歴史文化学コース日本史学原田樹氏、玉川図書館近世史料館のスタッフの方々、学内外を問わず多くの参加・協力がありました。本報告は、みなさまの史料の読み・調査といった成果の賜物です。改めて、ここに

厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

HUMAN AND SOCIO- ENVIRONMENTAL STUDIES

No. 44

[Research Materials]

**Nishio Hayato's Memorandum of Understanding about
the Osaka War and Daisyoji War in the Kanazawa
Municipal Tamagawa Library**

YOSHIDA Kazushi

KURODA Satoshi

KONISHI Yoko

GAO Yuan

September 2022

GRADUATE SCHOOL OF
HUMAN AND
SOCIO-ENVIRONMENTAL STUDIES
KANAZAWA UNIVERSITY